

議員提出第18号議案

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成22年12月20日

提出者

足立区議会議員	藤 沼	壮 次
同	鈴 木	進
同	う す い	浩 一
同	しのはら	守 宏
同	加 藤	和 明
同	鴨 下	稔
同	秋 山	ひでとし
同	たきがみ	明
同	淵 上	隆
同	鈴 木	けんいち
同	ぬ かが	和 子
同	た が た	直 昭
同	米 山	やすし

足立区議会議長 古 性 重 則 様

(提案理由)

政府に対し、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求めるため、本案を提出する。

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされる。この疾病は、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持つ。

平成22年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されたが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

今後は、症例数における中間目標を達成した厚生労働省の「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する調査研究」事業より収集した症例から、基礎データをまとめ、診断基準・ガイドラインの策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図る必要がある。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 平成22年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 平成23年度にはガイドラインを策定し、ブラッドパッチ療法を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、脳脊髄液減少症の治療を速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣